

令和5年度決算に係る健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

宇都宮市監査委員

宮監第147号
令和6年8月9日

宇都宮市長 佐藤栄一様

宇都宮市監査委員 菊池康夫

同 鈴木公泉

同 駒場昭夫

同 柴田賢司

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和6年7月9日付けで審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の対象

(1) 令和5年度決算に係る次の健全化判断比率

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

(2) 令和5年度決算に係る資金不足比率

【対象事業】

- ア 水道事業
- イ 下水道事業
- ウ 中央卸売市場事業

(3) 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査における主眼とする事項

宇都宮市監査基準第7条に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として実施した。

3 審査の主な実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて審査した。

審査に当たっては、決算書類などとの照合を行ったほか、関係部局に質問をし、資料の提出や説明を求めるとともに、決算審査や現金出納検査の結果も参考とした。

4 審査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員室

日 程 予備審査 令和6年7月10日から8月8日まで

本 審 査 令和6年8月9日

5 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されており、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められ、是正改善を要する事項はない。

各比率等については次のとおりである。

(1) 健全化判断比率について

- ア 実質赤字比率
実質赤字は生じていない。
- イ 連結実質赤字比率
実質赤字は生じていない。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は 3.9%で、早期健全化基準の 25.0%を大きく下回っている。

エ 将来負担比率

将来負担比率は 44.1%で、早期健全化基準の 350.0%を大きく下回っている。

(2) 資金不足比率について

いずれの事業においても資金不足は生じていない。

【参考】

1 健全化判断比率等の状況

(1) 健全化判断比率

比率の名称	比 率			早期健全化 基準	財政再生 基準
	令和 5 年度	令和 4 年度	比較 増減		
ア 実質赤字比率	(%)	(%)	—	(%)	(%)
イ 連結実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.0
ウ 実質公債費比率	3.9	3.9	0.0	25.0	35.0
エ 将来負担比率	44.1	43.1	1.0	350.0	—

(2) 資金不足比率

会計の名称	比 率			経営健全化 基準
	令和 5 年度	令和 4 年度	比較 増減	
ア 水道事業	(%)	(%)	—	(%)
イ 下水道事業	—	—	—	20.0
ウ 中央卸売市場事業	—	—	—	20.0

2 各指標について

健 全 化 判 断 比 率	実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
	実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率（3カ年平均）
	将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率		公営企業会計における、資金不足額の事業規模に対する比率